

第 22 回 大阪府国民健康保険運営協議会 質疑要旨

○ 日時：令和 7 年 9 月 25 日（木曜日）16 時から 16 時 45 分まで

○ 場所：大阪赤十字会館 3 階 301

○ 質疑要旨

【議題 大阪府国民健康保険運営方針の改定について】

・子ども・子育て支援金制度の創設に係る大阪府国民健康保険運営方針の改定について説明。

（村井委員）

1 人あたりどのくらい保険料が上がるのか。

（事務局）

国からは、令和 8 年度で月額 250 円、年額 3,000 円の保険料負担が生じることが、試算として示されている。

負担額は、段階的に引き上げられていく予定で、令和 9 年度は月額 300 円、年額 3,600 円、最終的には令和 10 年度に 400 円、年額 4,800 円になると示されている。各年度の保険料は、国が示す確定係数により今後算定する予定。

（森会長）

これまで保険料が上がってきた状況で、保険料の抑制に取り組んできた経過があるが、新たな制度が追加され、負担増が見込まれる中で、少しでも保険料を抑制できるよう、引き続きどのように取り組んでいくのか、ご説明いただきたい。

（事務局）

令和 7 年度の統一保険料は、前年度比 2 % 程度引き下げることができたが、全体的にはこれまで医療費の上昇により保険料が高くなる傾向であり、被保険者の負担が増加していることは課題として認識している。そういった点については、国への要望等を行っており、市町村とコミュニケーションを取りながら、財政調整事業等により財源を確保し、今後もできる限り保険料抑制に努める方針。

（森会長）

アスマイル等で、府民の健康増進という形で可能な限り健康づくりの取組に努力していただいていることで、医療費の適正化につながっているが、今回はそれとは少し違うと思う。保険料を支払う方にとっては内容が複雑で理解しにくいので、丁寧に説明しご理解を深めていただき、子育て世代への支援による制度だと十分伝わるように努力していただきたい。

（事務局）

制度所管である国へもその旨要望を出しており、府としても広報等でできる限り丁寧な説明を行っていききたい。

（川崎委員）

令和 8 年から令和 10 年までは保険料負担を段階的に上げ、令和 11 年度以降は上がりず同じ規模で継続見込みという認識でいいか。認識どおりであれば、令和 11 年度以降は今の規模でも、少子化

の状況を見てどれくらい歯止めがかかるかによるものということか。

(事務局)

令和 10 年度が本来の水準で、いきなり上がることをないように令和 8 年から段階的に上げていると国から説明を受けているところ。

おっしゃる通り、概念上ではそうなると考える。

(村井委員)

子ども・子育て支援金について、本来は国税などで行うべきで、医療に関連がないのに国民健康保険で負担することに違和感がある。意見として申し上げる。

(森会長)

- ・子ども・子育て支援金制度の創設を、実際に保険料を徴収されて初めて知る府民もいると考えられるので、周知の方法については考えていただきたい。
- ・府や市町村でどのようにこの財源を使うのか府に裁量があるのか。

(事務局)

国に支援納付金として全額を支払基金に納めるという仕組みとなっており、保険の中で使うものではない。